

議案第四十二号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第六十六条―第七十一条）」を 「第五章 生活環境影響調査結果の

第六章 雑則（第六十六条―第七

縦覧等（第六十五条の二―第六十五条の七）
十一条）
に、「第六章」を「第七章」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象施設）

第六十五条の二 法第九条の三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

（縦覧等の告示）

第六十五条の三 区長は、法第九条の三第二項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、区規則で定める事項を告示するものとする。

（調査書の縦覧の場所及び期間）

第六十五条の四 調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して三十日間とする。
（意見書の提出先及び提出期限）

第六十五条の五 意見書の提出先は、第六十五条の三の規定による告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、第六十五条の三の規定による告示の日の翌日から起算して四十五日を経過する日とする。

（環境影響評価との関係）

第六十五条の六 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前三条に定める手続を経たものとみなす。

（関係する区市町村の長との協議）

第六十五条の七 区長は、生活環境影響調査を実施した地域に港区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄する区市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

港資源化センターへの新たなごみ処理施設の設置に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）の規定による生活環境影響調査結果の縦覧等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。